# 町立鏡石幼稚園園児募集

平成31年度町立鏡石幼稚園の園児(3歳児・4歳児・5歳児)を次のとおり募集いた します。



## ★鏡石幼稚園園児募集要項★

○募集人員 3歳児 20名程度

4歳児、5歳児 各35名(新規募集は若干名)

○対象幼児 3歳児 平成27年4月2日~平成28年4月1日生まれの幼児

4歳児 平成26年4月2日~平成27年4月1日生まれの幼児

5歳児 平成25年4月2日~平成26年4月1日生まれの幼児

〇利用料 (入園料・授業料・預かり保育料)

入園児童の保護者、同居している祖父母の市町村民税額によって算定され

ます。詳しくは別表のとおり

**〇そ の 他** 入園後は、利用料のほかに給食費・PTA会費などが必要となります。

現在入園している3・4歳児についても再度申し込みください。



# ★預かり保育について★

入園している園児について、両親が職業を持つなど家庭保育が困難と認められる場合に ついて、預かり保育を実施しています。

○預かり期間 毎週月~金曜日(夏休み等の長期休業中も実施しています)

○預かり時間 午前7時30分から保育終了後午後7時まで

**〇そ の 他** 緊急の場合は1日単位(月4日まで)で臨時預かり保育も行います。

#### ◇入園手続き

(1) 平成31年4月1日入園児童について

①申込先 : 福祉こども課

②受付期間: 平成30年10月15日(月)~11月2日(金)まで

※期間内に提出していただかないと4月からの入園ができない場合があります。

#### ③提出書類

· 入園願書

支給認定申請書(継続入園の場合は、支給認定証の写し)

・家庭状況調査書 (継続入園の場合、不要)

(2) 年度途中の入園申込受付

定員に空きがある場合、町福祉こども課にて受付をしています。入園を希望する前々月末までに申込してください。 ※提出書類は4月からの入園と同様の書類

#### ◇利用者負担額(授業料)について

子ども・子育て支援制度施行に伴い、保護者に負担していただく利用者負担(授業料)が、保護者の市町村民税課税状況により算定することとなりました。利用者負担は4月~8月までは平成3 0年度の市町村民税額、9月~3月までは平成31年度市町村民税額により算定となります。

平成31年度の利用者負担額は下表のとおりです。

利用者負担額は制度の改正により変更となる場合があります。

(単位:円)

	階層区分	第一子	第二子	第三子
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非	9, 400	0	0
	課税世帯含む)	2, 400		
3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	4, 000	700	0
4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	4, 000	700	0
5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	4, 000	700	0

※3階層以上の第一子区に該当する方については、入園料2,000円がかかります。

※上記の授業料のほかに、園によって文房具代などの実費徴収費がかかることがあります。

□減免措置について ※必要に応じて添付書類が必要となる場合があります。

- 1 第3階層以下と認定された世帯である場合は、同一世帯において、最年長の子どもが第1子, 2 人目は第2子, 3人目以降は第3子の欄に掲げる授業料となります。
- 2 第4階層以上と認定された世帯である場合は、同一世帯において、満3歳から小学校3年生まで の範囲内にある子どもの中で最年長の子どもが第1子、2人目が第2子、3人目以降が第3子の欄 に掲げる授業料となります。
- 3 ひとり親世帯・障がい児(者)等のいる世帯は、第2階層で無料となり、第3階の場合、第1子は 当該階層の授業料から1,000円を減額し、その半額が授業料となり、第2子以降は無料です。

#### 1号認定者用

#### 幼稚園や認可保育所等の利用を希望されている皆さまへ

入園や入所の手続きの際に

# 「施設型給付費・地域型保育給付費」に関する 支給認定申請書の手続きが必要です。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や認可保育所等を利用される際に、利用者負担額(これまでの授業料や保育料)や保育の必要性などを判断させていただくため、「施設型給付費及び地域型保育給付費等に関する支給認定申請書(以下、支給認定申請書)」を提出していただく必要があります。

平成31年度から幼稚園や認可保育所等の利用を希望されている方は、以下の内容をよくお読みいただき、所定の窓口へ入園や入所の申込書と一緒に支給認定申請書を提出してください。

なお、支給認定申請書を提出していただいた方には、後ほど「支給認定証」を交付させていただくことになります。

#### ※支給認定区分

対象	認定区分	利用可能な施設・事業
満 3 歳児以上	教育標準時間認定(1号)	認定こども園、幼稚園
教育のみ		
満 3 歳以上	保育認定(2号):標準時間※	認定こども園、保育所
保育が必用	保育認定(2号):短時間※	
満 3 歳未満	保育認定(3号):標準時間※	認定こども園、保育所、地域型
保育が必用	保育認定(3号):短時間※	保育事業(小規模保育事業等)

# 鏡石幼稚園って、どんなとこ?



#### 1、教育目標は?

# 「幼児一人ひとりが自分らしさを発揮して 心豊かに意欲を持って取り組める幼児を育てる」

- 1. 心身ともに健康で明るい子どもを育てる。
- 2. 表現力豊かで友だちと仲よくできる子どもを育てる。
- 3. 考えて行動する子どもを育てる。

#### 2、鏡石幼稚園の概要は?

〇いつできたの? 昭和47年にできました。

〇住所は? 鏡石町中町271-4

O電話番号は? 0248-62-3772 (FAX も同じです。)

○学級数は? 4学級(平成30年度 年少1、年中2、年長1)

〇先生(職員)は? 11人います。(平成30年度)

〇保育時間は? 月~金までは、午前8時30分~午後1時30分

土曜日は、学校週5日制のためお休みです。

ただし、入園後4月中は、年少・年中組は、午前11時

降園となります。



#### 3、お金はどれくらいかかるの?

〇町に納入するのは? 保護者等の市町村民税額により算定した利用者負担

(授業料)を毎月月末に口座振替いたします。

○幼稚園に納入するのは? 園費:300円/月

PTA会費:300円/月

給食費:5,500円(4・8・3月は除く)

※平成30年度の料金となります。

※これらの金額は、その年のPTA総会で決まります。



#### 4、一日どんなことをするの?

子どもたちは、一日このようなスケジュールで過ごしています。





時 刻	内 容			
8:30	〇登園			
	・着替え、遊び			
8:50	Oげんきっきタイム			
9:00	〇みんなで遊ぼう			
	・ごっこ遊び			
	・製作遊び			
	・戸外遊び			
	・運動遊び			
	・絵本・歌・リズム遊び			
12:00	○昼食			
	<ul><li>楽しい食事</li></ul>			
	<ul><li>・歯みがき</li></ul>			
	〇好きな遊び			
13:30	〇降園			
預かり保育は、朝7時30分から				

預かり保育は、朝7時30分から 保育終了後19時まで実施してます。

# <u> 5、年間行事はどんなものがあるの?</u>

月	<u> </u>			
7				
4	〇入園式 〇家庭訪問 〇保育参観 〇なかよし会			
5	〇子どもの日お祝い会 〇身体測定 〇健康診断 〇春の遠足 〇交通教室			
6	〇プール開き 〇保育参観			
7	〇七夕会 〇夏まつり会 〇第一学期終業式			
8	〇第二学期始業式 〇身体測定			
9	〇運動会 〇祖父母交流会 〇奉仕作業			
10	〇親子遠足 〇幼児劇場			
11	〇自由保育参観 〇七五三お祝い会 〇もちつき会			
12	〇生活発表会 〇第二学期終業式			
1	〇第三学期始業式 〇身体測定 〇こま回し大会			
2	○豆まき会 ○お別れ遠足 ○縄跳び大会			
3	○雛祭り会 ○お別れ会 ○修了式 ○卒園式			

※毎月、誕生会と避難訓練を行っています。